

鹿屋体育大学大学院体育学研究科委員会規則

	〔平成16年4月1日〕
	規則第9号
改正	平成18年5月11日
	規則第15号
	平成18年8月3日
	規則第20号
	平成23年12月1日
	規則第26号
	平成24年9月27日
	規則第23号
	平成27年3月27日
	規則第18号

鹿屋体育大学大学院体育学研究科委員会規則（昭和63年4月1日規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（以下「通則」という。）第45条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学大学院体育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（組織）

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 研究科（博士後期課程）を担当する研究指導担当教員及び授業担当教員
- (5) 研究科（修士課程）を担当する研究指導担当教員

（審議事項）

第3条 研究科委員会は、研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 第1項第3号の学長が定めるものは、研究科委員会の意見を聴いて学長が定める。

（会議の招集及び議長）

第4条 研究科委員会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、研究科委員会を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、予め学長が指名する副学長又は学長補佐が、

その職務を代行する。

- 4 研究科委員会は、議長が必要に応じて開催する。
- 5 議長は、会議の日時及び提出議案を、原則として1週間前（緊急の場合は、遅くとも前日）までに、研究科委員会構成員に通知するものとする。

（議案の提出）

第5条 議案は、原則として議長が提出する。

- 2 研究科委員会の構成員は、議案を研究科委員会に提出することができる。この場合、3人以上の連署を必要とし、その理由を付し、予め議長に提出しなければならない。
- 3 通則第43条第1項に定める常任委員会等の委員長は、審議事項について、当該委員会の議決により議案を研究科委員会に提出することができる。ただし、提案の理由を付し、予め議長に提出しなければならない。

（修正動議）

第6条 研究科委員会の構成員は、議案に対する修正動議を提出することができる。

- 2 修正動議の提出に当たっては、1人以上の賛成者を必要とする。

（定足数及び議決数）

第7条 研究科委員会は、構成員（公務出張を命じられた者、休職及び停職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 研究科委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局長等の出席）

第8条 事務局長（事務局長に事故があるときは、その代理者）は、研究科委員会に出席し、議長の求めに応じ議事について意見を述べることができる。

- 2 議長が必要と認めたときは、関係の職員を研究科委員会に出席させ意見を述べさせることができる。

（事務）

第9条 研究科委員会の事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、研究科委員会の運営について必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平18. 5. 11規則第15号）

この規則は、平成18年5月11日から施行する。

附 則（平18. 8. 3規則第20号）

この規則は、平成18年8月3日から施行する。

附 則（平23.12.1規則第26号）
この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平24.9.27規則第24号）
この規則は、平成24年9月27日から施行する。

附 則（平27.3.27規則第18号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。